様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月16日

福井県知事　殿

提出者

住所　福井県鯖江市御幸町1丁目2の82

氏名　株式会社　鯖江村田製作所
代表取締役社長　野村　慎治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0778-52-3440

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	福井県鯖江市御幸町1丁目2の82
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E28（電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ・電子回路製造業）
②事業の規模	17,433億円/年（令和6年度実績）＊村田製作所グループ連結
③従業員数	794名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
○環境委員会を設置し、廃棄物処理の管理・廃棄物削減・リサイクルの推進等を行う。
事業所EHS責任者：事務課ｼﾆｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ　廃棄物担当　：事務課

役割：
①廃棄物関連に関する規定類の作成
②廃棄物関連の実施・維持に関する指導・支援
③廃棄物管理の教育･啓蒙活動の統括管理
④廃棄物処理の統括管理と廃棄物削減、リサイクルの推進
⑤監督官庁への報告と窓口担当
⑥処理業者、再生利用業者の調査、選定
⑦委託契約書の管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
排出量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
排出量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組） 特別管理産業廃棄物は分別・区分・表示をして他の廃棄物と混合しないようにしている。有害産業廃棄物は契約している業者と事前調整を行い、適正な処理をしている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組） 上記運用を継続して行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	－	－
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
		（これまでに実施した取組）		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	－	－
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
		（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	－	－
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
		（これまでに実施した取組）		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	－	－
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
		（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙④のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の
使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（　令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">79.32 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
継続して電子ﾏﾆﾌｪｽﾄを使用していく</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙①. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物の分類	内容	性状	処理方法	
			(中)中間処理	(再)再資源化
廃油	燃えやすい廃油	液状	(中)焼却	⇒(再)セメント原材料
	溶剤付ウエス	固形状	(中)焼却	⇒(再)セメント原材料
	廃試薬品・実験廃液(燃えやすい廃油)	液状	(中)焼却・中和	⇒(再)骨材、路盤材等の建設資材、セメント原材料
廃酸	ph2.0以下の廃酸	液状	(中)中和	⇒(再)骨材、路盤材等の建設資材、セメント原材料
	ph2.0以下の廃酸+水洗水	液状	(中)焼却・中和	⇒(再)骨材、路盤材等の建設資材、セメント原材料
	基準値を超える有害物質を含む廃酸	液状	(中)中和	⇒(再)骨材、路盤材等の建設資材、セメント原材料
	強酸付ウエス	固形状	(中)焼却	⇒(再)セメント原材料
廃アルカリ	ph12.5以上の廃アルカリ	液状	(中)焼却	⇒(再)骨材、路盤材等の建設資材、セメント原材料
	強アルカリ付ウエス	固形状	(中)焼却	⇒(再)セメント原材料
	廃試薬品・実験廃液(ph12.5以上の廃アルカリ)	液状	(中)中和	⇒(再)骨材、路盤材等の建設資材、セメント原材料
	基準値を超える有害物質を含む廃アルカリ	液状	(中)中和	⇒(再)骨材、路盤材等の建設資材、セメント原材料

別紙②．特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	強酸
排出量	11.7 t	53.4 t
特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	廃アルカリ(有害)
排出量	14.1 t	0.08 t

22.9

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	強酸
排出量	11.6 t	42.8 t
特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	廃アルカリ(有害)
排出量	10.9 t	0.0 t

（今後実施する予定の取組）
・廃液量は受注に大きく影響されるが、処分業者に廃液の性状を提供し適正な処分を継続していく。
・優良処理認定業者であっても定期視察により適正な処分の確認を行う。
・有害物質は契約している処分業に情報提供し適正な処分を行う。

別紙②．特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="6">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>強酸(有害)</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>0.04　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>強酸(有害)</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>0.0　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・現時点では、廃棄の要請は無いが、開発関係で有害物質の廃棄が必要となる場合がある。
　有害物質は契約している処分業に情報提供し適正な処分を行う。</td></tr>
</table>

別紙③．特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項（現状）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	強酸
	全処理委託量	11.7 t	53.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.06 t	49.3 t
	再生利用業者への処理委託量	11.7 t	53.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	廃アルカリ(有害)
	全処理委託量	14.1 t	0.08 t
	優良認定処理業者への処理委託量	13.2 t	0.08 t
	再生利用業者への処理委託量	14.1 t	0.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸(有害)	
	全処理委託量	0.04 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.04 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.04 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・処分業者での不測の事態に備えて、リスク回避のために処理業者の２社体制化を進めている。 ・処理業者の定期視察を行ない、処理状況の確認を行なっている。 ・委託量が多い廃棄物はできるだけ優良認定業者への処理委託を行っている。		

別紙④．特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項（計画）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類		廃油	強酸
	全処理委託量		11.6 t	42.8 t
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	38.9 t
		再生利用業者への処理委託量	11.6 t	42.8 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		強アルカリ	廃アルカリ（有害）
	全処理委託量		10.9 t	0.0 t
		優良認定処理業者への処理委託量	9.7 t	0.0 t
		再生利用業者への処理委託量	10.9 t	0.0 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0.0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		強酸（有害）	
	全処理委託量		0.0 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	t
		再生利用業者への処理委託量	0.0 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・優良処理認定業者であっても処理業者の定期視察を実施し適正な処分を確認していく。 ・有害物質は契約している処分業者と情報共有し適正な処分を行う。			